

令和 7 年度以後の私立学校振興助成法及び私立学校振興助成法施行規則に基づく
監査事項の指定並びに大阪府知事への書類の提出に関する留意事項

<目次>

【 1 】本別紙における用語	2
【 2 】会計監査報告及び監査報告の実施等について	4
【 3 】大阪府知事に提出する書類について	4
1 提出書類	4
2 提出（届出）期日について	4
3 提出方法等について	5
4 内訳表の作成及び提出について	6
5 人件費支出内訳表の監査について	6
【 4 】公認会計士等による監査対象について	6
1 知事所轄助成対象学校法人等における監査対象	7
2 知事所轄助成対象学校法人等のうち会計監査人設置学校法人等にかかる監査の実施に関する留意事項	7
3 知事所轄助成対象学校法人等のうち会計監査人非設置学校法人にかかる監査の実施に関する留意事項	7
【 5 】公認会計士等の業務制限について	7
【 6 】通知の廃止について	7
（別添資料 1）会計監査報告及び監査報告の実施の流れ	8
1 会計監査人設置学校法人等の場合	8
2 会計監査人非設置学校法人の場合	9
3 その他（会計監査報告及び監事による監査報告の期限等）	10
（別添資料 2）新公告	12
（別添資料 3）学校法人における公認会計士等（会計監査人）による監査対象等について	13
<補足資料 3-1> 文部科学省告示第 132 号	14
<補足資料 3-2> 令和 6 年 12 月 9 日付け 6 文科高第 1457 号文部科学省高等教育局私学部長通知「私立学校振興助成法第 14 条第 4 項に基づく書類の提出等について」	15
（別添資料 4）監査報告の添付免除許可申請書様式	20

【1】本別紙における用語

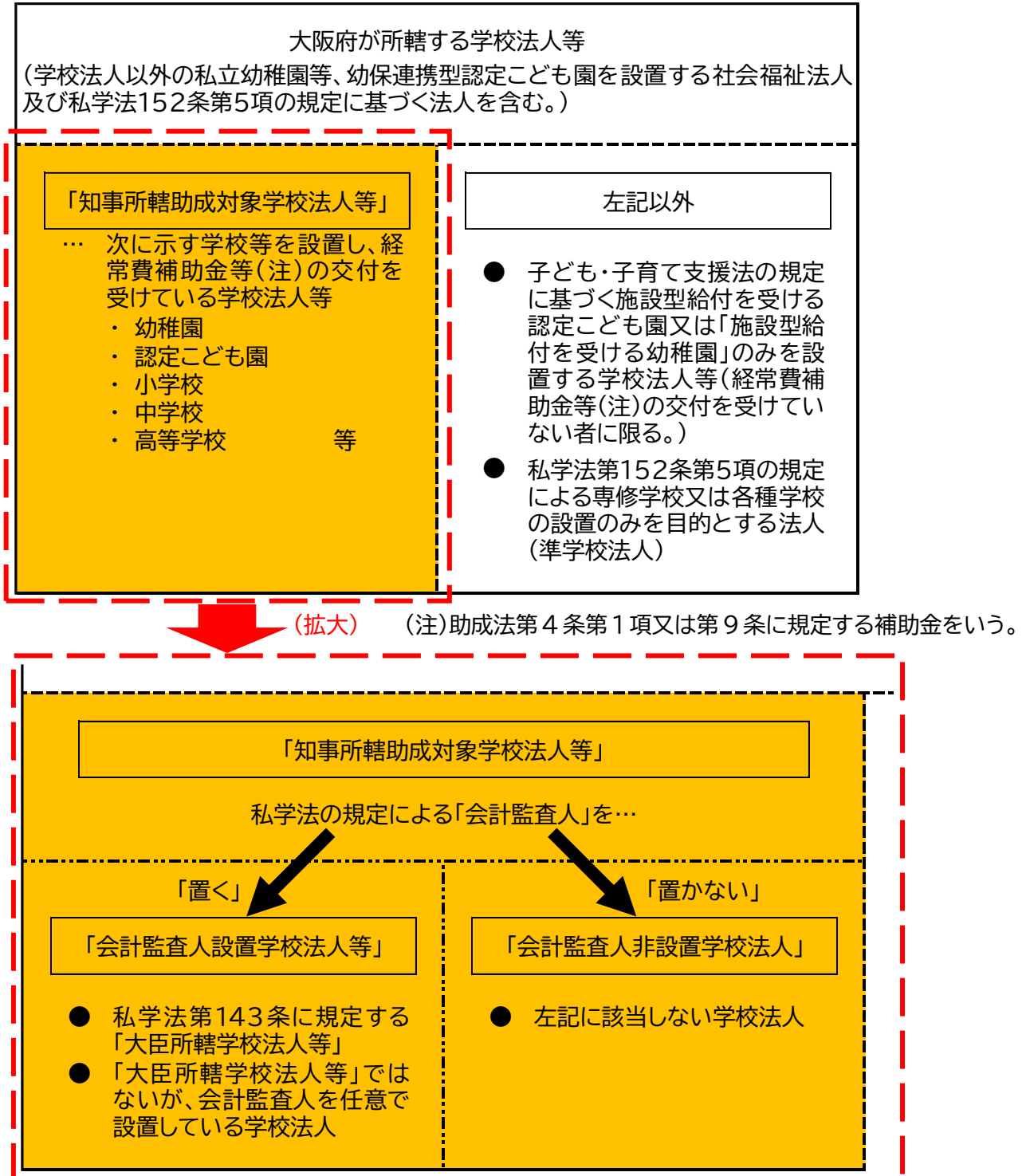
本別紙において用いられている表1の左欄の用語は、それぞれ同表右欄に示す意味を示している。

<表1:本別紙に用いられる用語及びそれに対する意味>

用語	内容
助成法	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)をいう。
助成法施行規則	私立学校振興助成法施行規則(令和6年文部科学省令第29号)をいう。
助成法監査	助成法第14条第4項及び助成法施行規則第2条第4号の規定により公認会計士等が行う監査をいう。
私学法	私立学校法(昭和24年法律第270号)をいう。
私学法施行規則	私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)をいう。
私学法監査	私学法第86条第1項の規定により会計監査人が行う監査をいう。
助成対象学校法人	助成法第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人をいう。
知事所轄助成対象学校法人等 (図1参照)	助成対象学校法人で大阪府知事を所轄庁とする学校法人(助成法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同附則第2条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含む。)をいう。
会計監査人設置学校法人等 (図1参照)	私学法第143条に規定する大臣所轄学校法人等又は大臣所轄学校法人等以外の学校法人のうち私学法第18条第2項に規定する会計監査人を設置するものをいう。
会計監査人非設置知事所轄学校法人 (図1参照)	会計監査人設置学校法人等を除く知事所轄助成対象学校法人等に該当する学校法人をいう。
会計監査報告	私学法第86条第2項に規定する会計監査報告をいう。
監査報告	助成法第14条第4項に規定する監査報告をいう。
新公告	令和7年大阪府教育長公告第1号(私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号)による改正後の助成法及び助成法施行規則に基づく監査事項の指定。別添資料2参照)をいう。
基準	学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)をいう。
処理標準	大阪府教育庁私学課「学校法人会計基準の処理標準」(令和7年3月)をいう。
計算書類	私学法第103条第2項に規定する計算書類であって、貸借対照表及び収支計算書をまとめて示したもの。なお、「収支計算書」は、次に掲げるものをいう(基準第16条第2号)。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業活動収支計算書(同号イ) ➤ 資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書(同号ロ。以下「活動区分資金収支計算書」という。)
計算関係書類	計算書類及びその附属明細書をまとめて示したもの。なお、「附属明細書」(計算書類に係る附属明細書)は、次に掲げるものをいう(基準第41条第1項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 固定資産明細書(同項第1号) ➤ 借入金明細書(同項第2号) ➤ 基本金明細書(同項第3号)
収支予算書	助成法第14条第1項の規定により助成対象学校法人が作成しなければならない書類とされている収支予算書をいう。
収益事業	私学法第19条第1項に規定する、収益を目的とする事業をいう。
財産目録	私学法第107条第1項第1号に規定する書類をいう。

用語	内容
公認会計士等	公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人をいう。
国通知	令和6年12月9日付け6文科高第1457号文部科学省高等教育局私学部長通知「私立学校振興助成法第14条第4項に基づく書類の提出等について」をいう。

<図1:学校法人の区分(イメージ図)>



【2】会計監査報告及び監査報告の実施等について

助成法監査は、昭和 46 年 5 月 10 日付け文管振第 69 号文部省管理局長通知「日本私学振興財団法附則第 14 条第 1 項に規定する会計年度等を定める政令および学校法人会計基準の制定について」の記の I の 4 を踏まえ、「学校法人内部の正規の手続」として理事会による承認の後に実施するものとされており、この点については、従前(私立学校の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 21 号)による改正前の助成法の規定)から継承された考え方である。

一方、今回の私学法改正後における私学法監査は、同法第 86 条第 2 項の規定により会計監査人は「会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。」とされていること、また、同法第 104 条第 3 項の規定により、理事会は会計監査報告又は監査報告の内容を踏まえて承認するものと手続きの流れが一部変更されている。

よって、対象となる知事所轄助成対象学校法人等における会計監査人の設置有無(「会計監査人設置学校法人等」又は「会計監査人非設置学校法人」)により、監査報告等の実施順序が異なる。

詳細は別添資料 1 のとおりであり、この流れに沿って進めること。

【3】大阪府知事に提出する書類について

1 提出書類

助成法第 14 条第 4 項の規定により、表 2 に掲げる書類を所轄庁に提出しなければならないとされている。

なお、別添資料 2 の新公告(12 ページ)の附則第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度に係る書類の提出から適用することとしている。

<表 2:大阪府所轄学校法人における所轄庁に提出を要する書類一覧>

根拠法令	書類の内容	備考
助成法第 14 条第 4 項	計算関係書類(計算書類及びその附属明細書(固定資産明細書等))	私学法第 104 条第 3 項に規定する理事会の決議による承認を受けたものであること。
	当該会計年度(計算関係書類の作成対象年度)の翌会計年度の収支予算書	
	会計監査報告又は監査報告	会計監査人設置学校法人等は「会計監査報告」、会計監査人非設置学校法人は「監査報告」であること。
助成法第 14 条第 4 項及び 助成法施行規則第 2 条	事業活動収支内訳表 (助成法施行規則第一号様式)	助成法施行規則第 2 条第 1 号の規定による。
	資金収支内訳表 (助成法施行規則第二号様式)	助成法施行規則第 2 条第 2 号の規定による。
	人件費支出内訳表 (助成法施行規則第三号様式)	助成法施行規則第 2 条第 3 号の規定による。
	「人件費支出内訳表が第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類」	助成法施行規則第 2 条第 4 号の規定による。左記の書類は、人件費支出内訳表がその記載方法等について規定する助成法施行規則第 5 条の内容に基づき作成されているかどうかに関する公認会計士等の監査報告とする(新公告第 2 条)。

2 提出(届出) 期日について

助成法第 14 条第 4 項の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内に提出すること。また、収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに大阪府知事宛に提出すること。

3 提出方法等について

(1) 提出する書類の順序は、次のとおりとすること。

ア 計算関係書類

表 3 に示すとおりとする。なお、監査報告(会計監査報告に関するものを含む。以下同じ。)に関するものは後述する。

<表 3:書類の順序(計算関係書類)>

順序	書類	備考	
1	基準第一号様式(貸借対照表)		} 収支計算書
2	基準第二号様式(事業活動収支計算書)		
3	基準第三号様式(資金収支計算書)		
4	基準第四号様式(活動区分資金収支計算書)	会計監査人非設置学校法人の場合は、省略可。	
5	注記事項	基準第 40 条に規定する事項をいう。	} 明細書 附属
6	基準第五号様式(固定資産明細書)		
7	基準第六号様式(借入金明細書)		
8	基準第七号様式(基本金明細書)	(注 1)参照。	
9	収益事業の貸借対照表及び損益計算書	私学法の規定に基づき、収益事業の実施について寄附行為の認可を受けているものに限る。(注 2)参照。	

(注 1) 基準第 50 条の規定により、会計監査人非設置学校法人(高等学校を設置するものを除く。)の場合は省略できるが、この場合において次のいずれかに該当するときは、作成を省略しないこと(処理標準 3 ページ参照)。

- ✓ 第 1 号基本金、第 2 号基本金、第 3 号基本金及び第 4 号基本金に未組入額がある場合
- ✓ 第 2 号基本金及び第 3 号基本金の組入れに係る計画集計表を作成しなければならない場合

(注 2) 基準第 1 条第 2 項ただし書の規定により、収益事業に関する会計(収益事業会計)について、計算書類及びその附属明細書に代わるものとして作成しなければならないこととされている。

イ 内訳表(事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表)

表 4 のとおりとする。

<表 4:書類の順序(内訳表)>

順序	書類
1	助成法施行規則第一号様式(事業活動収支内訳表)
2	助成法施行規則第二号様式(資金収支内訳表)
3	助成法施行規則第三号様式(人件費支出内訳表)

(2) 前記(1)の他、基準第八号様式(財産目録)については、私学法第 6 条の規定により別途、提出を求められることがある。

(3) 提出する書類の形式は次のとおりとすること。

ア 監査報告の「原本」(署名のあるものを必要とし、写しで提出しないこと。)を監査証明の対象となった計算書類(表 3 のうち「基準第一号様式(貸借対照表)」の前)にとじ込み、紙媒体で届け出ること。この場合の計算書類の用紙は日本産業規格 A4 判に統一すること。但し、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。

イ 収支予算書は計算書類とは別に綴り、届け出ること。また、前記(2)に基づき財産目録を提出する場合も同様とする。

4 内訳表の作成及び提出について

- (1) 内訳表の作成については、昭和 47 年 4 月 26 日付け文管振第 93 号文部省管理局長通知「資金収支内訳表について(通知)」、昭和 55 年 11 月 4 日付け文管企第 250 号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」及び処理標準に基づき作成すること。
- (2) 大阪府知事に提出する内訳表は、学校法人内部の規程等に基づき、正規の手続を経て作成されたものでなければならない。

5 人件費支出内訳表の監査について

- (1) 助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士等の監査は、公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査を受けたものであり、かつ、「学校法人内部の正規の手続」を経て作成されたものでなければならない。また、「学校法人内部の正規の手続」については理事会による承認に限らず、次に示す例に倣い学校法人において適切に定めること(別添資料 1 参照)。

(例) 寄附行為又は内部規程に基づく理事長や財務を担当する理事等の適切な権限者の決裁や適切な会議体の決議による承認。

- (2) 内訳表は計算書類に記載される額を区分して作成されることから、知事所轄助成対象学校法人等のうち会計監査人設置学校法人等については、私学法第 86 条第 1 項に規定する監査(会計監査人による監査)と新公告第 2 条の規定に基づく人件費支出内訳表の監査報告のために必要な公認会計士等の監査を効果的・効率的に受けるため、これらを一体的に受けることができる。
- (3) また、会計監査人非設置知事所轄学校法人については、新公告第 1 条の規定に基づく監査及び同第 2 条の規定に基づく人件費支出内訳表の監査報告のために必要な公認会計士等の監査を一体的に受けることができる。

【4】公認会計士等による監査対象について

1 知事所轄助成対象学校法人等における監査対象

- (1) 会計監査人による会計監査報告又は公認会計士等による監査報告の対象とする書類については、表 5 のとおりとする(別添資料 4 参照)。

<表 5:会計監査報告又は監査報告の対象とする書類一覧>

公認会計士等による 監査の対象となる書類	備考
計 算 関 係 書 類	会計監査人設置学校法人等については、私学法監査の対象とする。 また、会計監査人非設置知事所轄学校法人については、助成法監査の対象とする。ただし、計算書類のうち次のいずれかに該当する場合には、助成法監査の対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 基準第 16 条第 2 号口に規定する活動区分資金収支計算書について、同第 50 条の規定により作成を省略している場合。 ● 基準第 41 条第 1 項第 3 号に規定する基本金明細書について、同第 50 条の規定により作成を省略している場合 ※ 次のいずれかに該当する場合には、基本金明細書の作成を省略することができないことに注意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 高等学校を設置していること。 ◇ 第 1 号基本金、第 2 号基本金、第 3 号基本金及び第 4 号基本金に未組入額がある場合 ◇ 第 2 号基本金及び第 3 号基本金の組入りに係る計画集計表を作成しなければならない場合
財 産 目 録	会計監査人設置学校法人等について、私学法監査の対象とする。 なお、会計監査人非設置知事所轄学校法人については、助成法監査の対象外とする。
人 件 費 支 出 内 訳 表	知事所轄助成対象学校法人等について、助成法監査の対象とする。

- (2) 助成法第 14 条第 2 項ただし書により、大阪府知事が監査報告の添付を免除することができるのは、同法第 9 条に規定する補助金の交付決定額が 1 学校法人当たり 1,000 万円に満たない場合とする。この場合、当該学校法人は別添資料 5 に示す様式による監査報告の添付免除許可申請書を提出し、大阪府知事の許可を受けなければならないものとする。

2 知事所轄助成対象学校法人等のうち会計監査人設置学校法人等にかかる監査の実施に関する留意事項

- (1) 計算関係書類及び財産目録を対象とした会計監査報告について、当該会計監査人は私学法施行規則第 34 条の規定に基づき会計監査報告を作成すること。
- (2) 人件費支出内訳表について、当該公認会計士等は新公告第 2 条の規定に基づき、当該書類が助成法施行規則第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかについて監査報告を作成すること。

3 知事所轄助成対象学校法人等のうち会計監査人非設置学校法人にかかる監査の実施に関する留意事項

- (1) 計算関係書類について、当該公認会計士等は新公告第 1 条の規定に基づき、基準の定めるところに従って会計処理が行われているかどうかについて監査報告を作成すること。
- (2) 人件費支出内訳表については、前記 2(2)と同様とする。

【5】公認会計士等の業務制限について

学校法人に対する監査報告を担う公認会計士等については、当該学校法人と公認会計士法第 24 条又は第 34 条の 11 に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があること。著しい利害関係の有無については日本公認会計士協会の倫理規則を参考とすること。

また、本件通知文は必ず、当該公認会計士等に速やかに提示すること。

【6】通知の廃止について

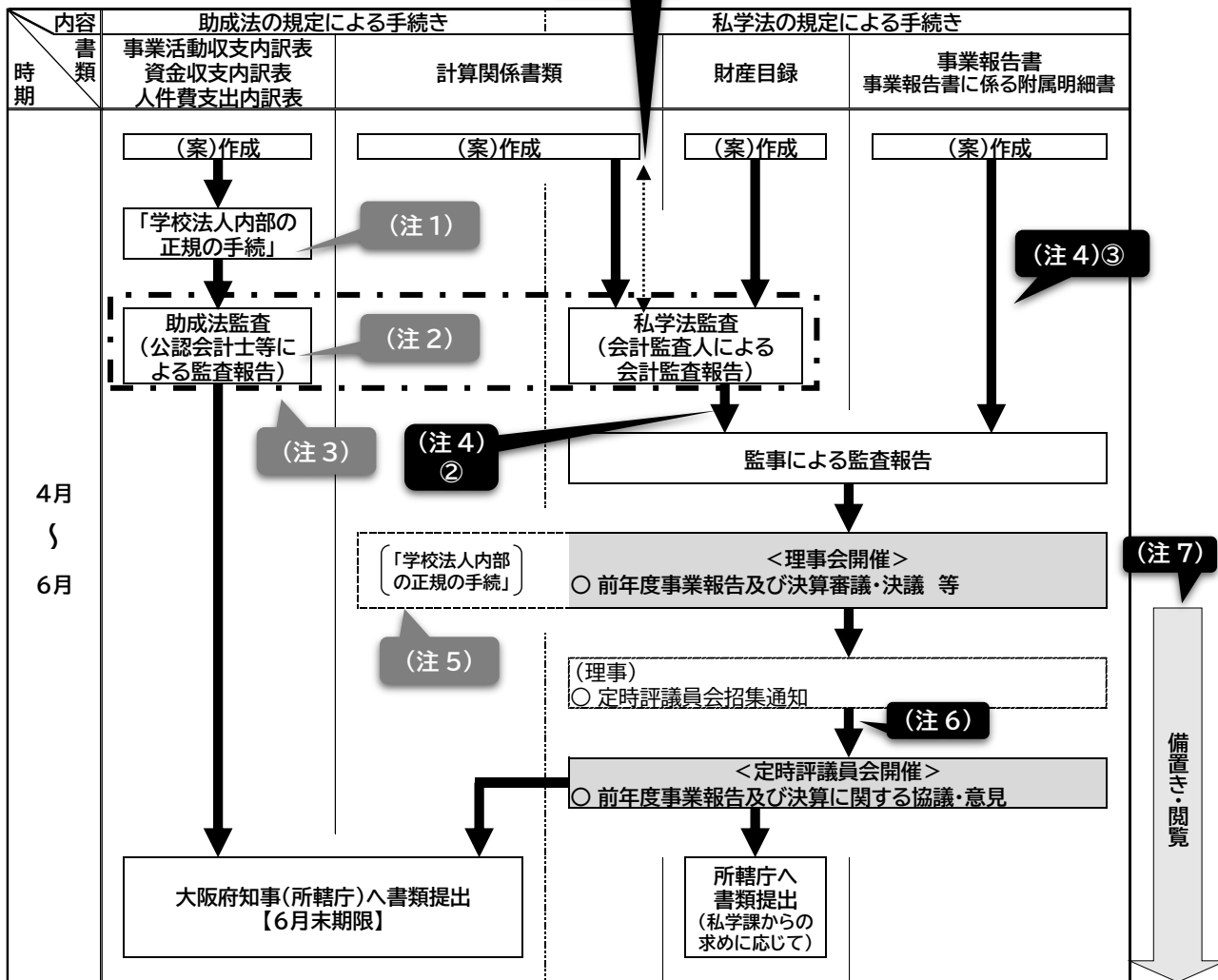
以下の通知は、令和 6 年度に係る計算書類等の届出を限りとして廃止する。

- 平成 28 年 6 月 3 日付け教私第 1375 号「平成 27 年度以後の監査事項の指定等について(通知)」
- 令和 4 年 6 月 2 日付け教私第 1512 号「平成 27 年度以後の監査事項の指定等について(通知)」の一部改正について(通知)」

(別添資料 1)会計監査報告及び監査報告の実施の流れ

1 会計監査人設置学校法人等の場合

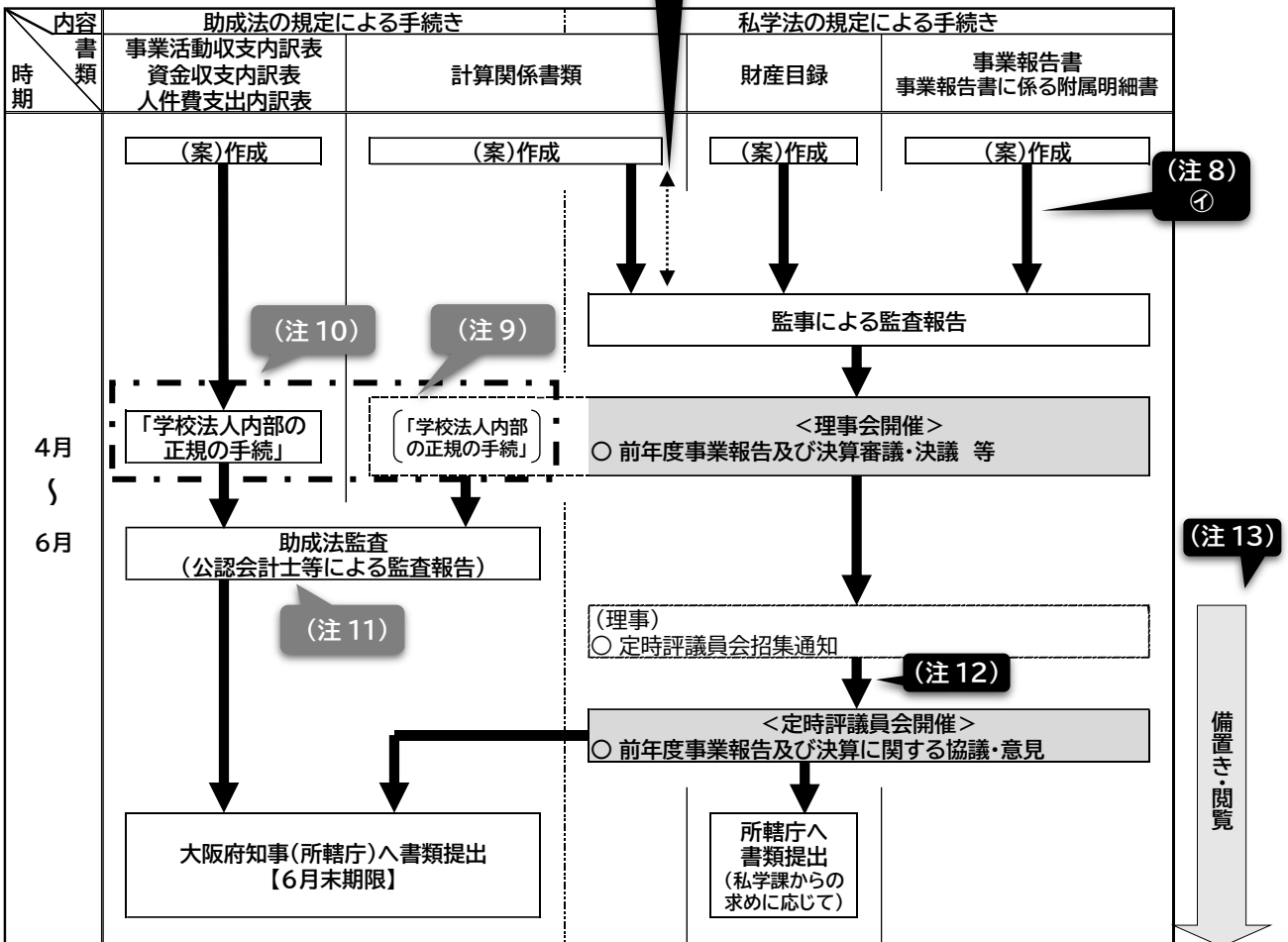
<図 2>



- (注 1) 私学法監査(会計監査報告)及び助成法監査(監査報告)を一体的に実施するために、決算審議を議題とする理事会(いわゆる「決算理事会」)よりも早い時期に「学校法人内部の正規の手続」を実施すること。なお、「学校法人内部の正規の手続」の詳細は、前記 5(1)を参照すること。
- (注 2) 公認会計士等は、人件費支出内訳表に関する意見表明として監査報告を行うこと。
- (注 3) 会計監査報告及び監査報告を一体的に実施することは可能だが、それぞれ別個のものとして取り扱うこと。
- (注 4) 私学法施行規則の規定により、①～③のそれぞれについて期限(いずれか遅い日まで)が規定されていることに注意すること(詳細は 10 ページを参照のこと)。
- (注 5) 私学法第 104 条第 3 項の規定により、計算関係書類は理事会の承認を受けなければならないとされていることから、計算関係書類を対象とした理事会(決算理事会)による承認をもって、助成法監査における「学校法人内部の正規の手続」を実施したこととする。
- (注 6) 評議員会招集通知する日と(定時)評議員会の開催日とは 1 週間以上空ける必要があることに注意(私学法第 70 条第 4 項)。
- (注 7) 計算関係書類、財産目録並びに事業報告書及び事業報告書に係る附属明細書については、定時評議員会の日の 1 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置かなければならないことに注意(私学法第 106 条第 1 項)。

2 会計監査人非設置学校法人の場合

<図 3>



(注 8) 私学法施行規則の規定により、㉞及び㉟のそれぞれについて期限(いずれか遅い日まで)が規定されていることに注意すること(詳細は次ページを参照のこと)。

(注 9) 私学法第 104 条第 3 項の規定により、計算関係書類は理事会の承認を受けなければならないとされていることから、計算関係書類を対象とした理事会(決算理事会)による承認をもって、助成法監査における「学校法人内部の正規の手続」を実施したこととする。

(注 10) 事業活動収支内訳表等の承認に関する法令上の規定はないため、学校法人の判断により「学校法人内部の正規の手続」を実施することとなるが、従来事例を踏まえ、計算関係書類と事業活動収支内訳表等と併せて決算理事会の承認を受けるものと思われる。

(注 11) 人件費支出内訳表に関する監査報告と計算関係書類に関するものと一体的に実施することは可能。

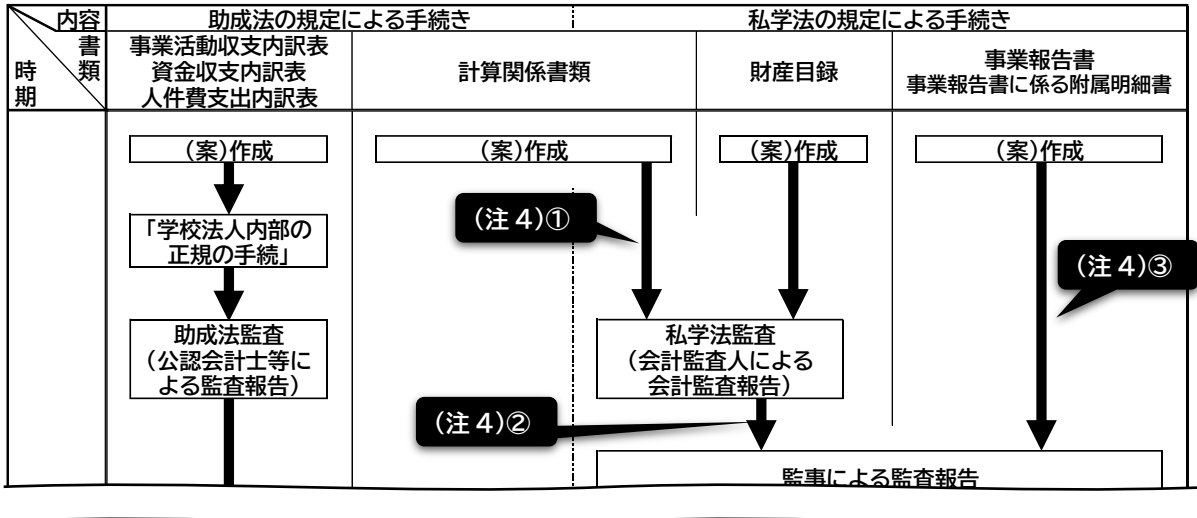
(注 12) 評議員会招集通知する日と(定時)評議員会の開催日とは 1 週間以上空ける必要があることに注意(私学法第 70 条第 4 項)。

(注 13) 計算関係書類、財産目録並びに事業報告書及び事業報告書に係る附属明細書については、定時評議員会の日の 1 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置かなければならないことに注意(私学法第 106 条第 1 項)。

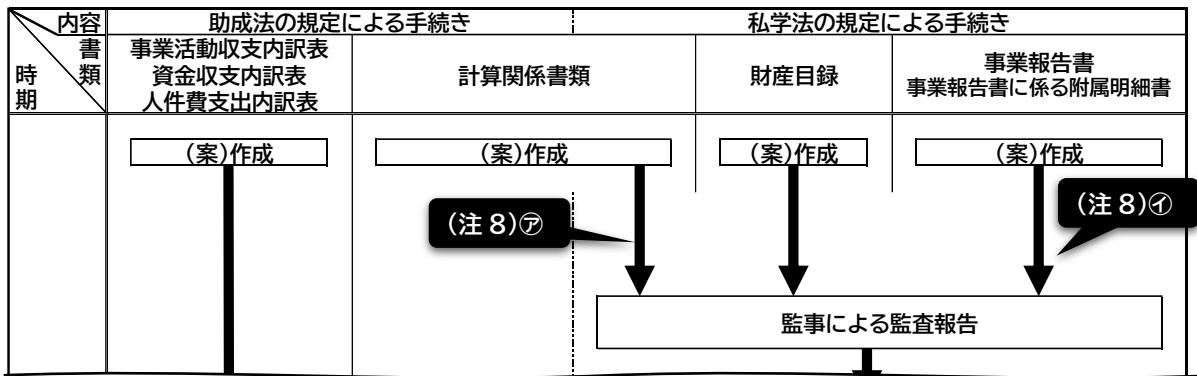
3 その他（会計監査報告及び監事による監査報告の期限等）

<表 6:私立学校法施行規則の規定による会計監査報告及び監事による監査報告の期限>

(図 2(会計監査人設置学校法人等の場合)の一部再掲)



(図 3(会計監査人非設置学校法人の場合)の一部再掲)



学校法人 区分	内容	期限(いずれか遅い日まで)
会計監査人 設置学校法人等	《内容区分 1》 計算関係書類に関する会計監査報告の通知 (注4)①。第36条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 計算書類を受領した日から4週間を経過した日 ● 附属明細書(固定資産明細書等)を受領した日から1週間を経過した日 ● 特定理事、特定監事及び会計監査人との間で合意した日
	《内容区分 1》 特定監事による特定理事及び会計監査人に対する監査報告の通知 (注4)②。第38条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日 ● 特定理事及び特定監事との間で合意した日
	《内容区分 3》 事業報告書及びその附属明細書に関する、特定監事による特定理事に対する監査報告の通知 (注4)③。第41条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日 ● 事業報告書に係る附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 ● 特定理事及び特定監事との間で合意した日

学校法人区分	内容	期限(いずれか遅い日まで)
会計監査人非設置学校法人	《内容区分2》 計算関係書類に関する監査報告の通知 ((注8)㊲。第32条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日 ● 附属明細書(固定資産明細書等)を受領した日から1週間を経過した日 ● 特定理事及び特定監事との間で合意した日
	《内容区分3》 事業報告書及びその附属明細書に関する、特定監事による特定理事への監査報告の通知 ((注8)㊳。第41条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日 ● 事業報告書に係る附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 ● 特定理事及び特定監事との間で合意した日

(注14) 上表のうち「特定理事」及び「特定監事」の定義については、表6のうち「内容」及び「期限(いずれか遅い日まで)」により、表7のとおり異なっていることに注意が必要であること。

<表7:「特定理事」及び「特定監事」の定義>

表6の「内容区分」	内容	「特定理事」の定義	「特定監事」の定義
内容区分1	会計監査人設置学校法人等における、次のいずれかに該当する事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 計算関係書類に関する会計監査報告の通知((注4)㊱) ● 特定監事による特定理事及び会計監査人に対する監査報告の通知((注4)㊲) 	次のいずれかに該当する者(第36条第4項) <ul style="list-style-type: none"> ● 会計監査報告の通知を受け取る理事(定められている場合) ● 監査を受けるべき計算関係書類を作成に関する職務を行った理事(上記に該当しない場合) 	次のいずれかに該当する者(第36条第5項) <ul style="list-style-type: none"> ● 会計監査報告の通知を受け取る監事(定められている場合) ● 全ての監事(上記に該当しない場合)
内容区分2	会計監査人非設置学校法人における、計算関係書類に関する監査報告の通知((注8)㊲)	次のいずれかに該当する者(第32条第4項) <ul style="list-style-type: none"> ● 監査報告の通知を受け取る理事(定められている場合) ● 監査を受けるべき計算関係書類を作成に関する職務を行った理事(上記に該当しない場合) 	次のいずれかに該当する者(第32条第5項) <ul style="list-style-type: none"> ● 監査報告の通知を行うべき監事として定められた監事(定められている場合) ● 全ての監事(上記に該当しない場合)
内容区分3	事業報告書及びその附属明細書に関する、特定監事による特定理事に対する監査報告の通知((注4)㊳及び(注8)㊴) ※ 学校法人区分を問わない。	次のいずれかに該当する者(第41条第4項) <ul style="list-style-type: none"> ● 監査報告の通知を受け取る理事(定められている場合) ● 事業報告書及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事(上記に該当しない場合) 	次のいずれかに該当する者(第41条第5項) <ul style="list-style-type: none"> ● 監査報告の通知を行うべき監事として定められた監事(定められている場合) ● 全ての監事(上記に該当しない場合)

大阪府教育長公告第 1 号

私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）による改正後の私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号。以下「改正助成法」という。）第 14 条第 2 項の規定により、大阪府知事を所轄庁とする学校法人（私立学校振興助成法附則第 2 条第 2 項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第 2 条の 2 第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含む。以下同じ。）が作成する計算書類及びその附属明細書についての公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査に係る監査事項並びに大阪府知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第 29 号。以下「助成法施行規則」という。）第 2 条第 4 号に掲げる所轄庁が定める書類を、次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 31 日

大阪府教育長 水野 達朗

第 1 条 改正助成法第 14 条第 2 項の規定による監査事項については、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 28 号）による改正後の学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号。）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書が作成されているかどうかとする。

第 2 条 大阪府知事を所轄庁とする学校法人に係る助成法施行規則第 2 条第 4 号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が助成法施行規則第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告とする。

附 則 (施行期日)

- 1 この公告は、令和 7 年 4 月 1 日から実施し、令和 7 年度に係る書類の提出から適用する。
- 2 平成 28 年大阪府教育長公告第 1 号（私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定）は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止する。
(経過措置)
- 3 令和 6 年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書については、なお従前の例による。

(別添資料3)学校法人における公認会計士等(会計監査人)による監査対象等について

- 学校法人会計を対象とした公認会計士等の監査について、これまでは助成法に基づき行われるものであったが、改正私学法の施行に伴い、会計監査人設置学校法人等については、これに加えて私学法に基づき行われるものが追加された。
- 会計監査人設置学校法人等の1つである文部科学大臣所轄学校法人の計算関係書類及び財産目録は私学法監査の、また、令和6年文部科学省告示第132号(補足資料3-1参照)に基づき助成法監査の、それぞれ対象とされている。
- 大阪府としては、大阪府所轄学校法人についても文部科学大臣所轄学校法人と同等の扱いとすべきものと考えるところ、知事所轄助成対象学校法人等の場合は会計監査人を設置している場合(会計監査人設置学校法人等)とそうでない場合(会計監査人非設置知事所轄学校法人)に分かれており、会計監査人非設置知事所轄学校法人については私学法監査の対象となっていない。
- 以上の内容を踏まえ、表8に示す内容に基づき新公告により監査事項等を指定したところである。

<表8:大阪府所轄学校法人における関係書類別の監査対象に関する整理表>

会計基準により作成しなければならぬもの 助成法施行規則により所轄庁への提出義務があるもの	書類の内容		会計監査人の設置		設置あり (会計監査人設置学校法人等)《助成法第14条第2項》		設置なし (会計監査人非設置知事所轄学校法人)《助成法第14条第1項》	
	計算関係書類	計算書類 附属明細書	学校法人 種別	「文部科学大臣所轄学校法人等」 (会計監査人の設置義務あり) 《私学法第143条、第144条第1項》	「他の学校法人 (会計監査人を任意で設置) 《私学法第18条第2項》	助成法監査(新公告第1条)	助成法監査(新公告第1条)	
助成法施行規則により所轄庁への提出義務があるもの	財産目録		私学法監査	私学法監査	私学法監査			
	事業活動収支内訳表		私学法監査	私学法監査	私学法監査			
	資金収支内訳表		私学法監査	私学法監査	私学法監査			
	人件費支出内訳表		私学法監査	私学法監査	私学法監査			
	「人件費支出内訳表が第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類」			助成法監査(新公告第2条)	助成法監査(新公告第2条)	助成法監査(新公告第2条)		

(参考)

文部科学大臣所轄学校法人には、全て会計監査人が置かれている(会計監査人の設置義務あり)。また、同法人における助成法第14条第4項に基づく書類の提出等の内容は、(補足資料3-2)のとおりとされている。

○文部科学省告示第百三十二号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）第二条第四号の規定に基づき、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

令和六年九月三十日

文部科学大臣 盛山 正仁

文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類

文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和七年四月一日から施行し、令和七年度に係る書類の提出から適用する。

（文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件の廃止）

- 2 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件（平成二十七年文部科学省告示第七十三号）は、廃止する。

（文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件の廃止に伴う経過措置）

- 3 令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書については、なお従前の例による。

6 文科高第 1457 号
令和 6 年 1 2 月 9 日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省高等教育局私学部長
浅 野 敦 行

私立学校振興助成法第 14 条第 4 項に基づく書類の提出等について（通知）

私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）による改正後の私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号。以下「改正助成法」という。）第 14 条第 4 項の規定に基づき、同法第 4 条第 1 項又は第 9 条に規定する補助金の交付を受ける学校法人（以下「助成対象学校法人」という。）で文部科学大臣を所轄庁とするものは、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に、改正法による改正後の私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号。以下「改正私学法」という。）第 86 条第 2 項の会計監査報告を添付して、文部科学大臣に提出することとされています。

については、書類の提出に当たっては、下記の事項に留意のうえ、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項に規定する法人に対して周知いただくとともに、改正助成法第 14 条第 4 項の規定に基づき、学校法人が所轄庁に書類を提出する際の提出方法等について、本通知を参考としつつ、適切にお取り計らいください。

記

第一 文部科学大臣への書類の提出について

文部科学大臣への書類の提出については、次のことに留意されたい。

1. 提出書類について

- (1) 助成対象学校法人で文部科学大臣を所轄庁とするものは、改正助成法第 14 条第 4 項の規定に基づき、その終了した会計年度に係る計算書類（改正私学法第 103 条第 2 項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに当該

会計年度の翌会計年度の収支予算書に、会計監査報告（改正私学法第 86 条第 2 項の会計監査報告をいう。以下同じ。）を添付して、文部科学大臣に提出することとされていること。

- (2) 同条第 4 項ただし書により補助金の額が少額である場合の会計監査報告の添付の免除に係る文部科学大臣の許可については、改正助成法において「寡少」から「少額」に表現が適正化されたものの趣旨は変更されていないことを踏まえ、昭和 51 年 4 月 8 日付け文管振第 153 号文部事務次官通達「私立学校振興助成法等の施行について」の記の第 3 の 2 における「補助金の額が寡少」の取扱いにより、当面一会計年度に一学校法人に交付される補助金の額が 1,000 万円に満たない場合を意味するものとして運用するものとする。
- (3) 私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第 29 号）第 2 条の規定に基づき、文部科学大臣への書類の提出は、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表（以下「内訳表」という。）並びに文部科学大臣が定める書類を添付してしなければならないとされていること。
- (4) 文部科学大臣が定める書類は、令和 6 年文部科学省告示第 132 号により、人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告（以下「人件費支出内訳表の監査報告」という。）とされていること。

2. 届出期日について

改正助成法第 14 条第 4 項の規定に基づき、毎会計年度終了後三月以内に提出することとされていること。また、収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに文部科学大臣宛に提出すること。

3. 提出方法等について

- (1) 提出する書類の順序は、次のとおりとすること。

① 計算書類及びその附属明細書

学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 28 号）による改正後の学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号。以下「新基準」という。）の第一号様式から第四号様式、注記事項（新基準第 40 条に規定する事項をいう。）、第五号様式から第七号様式の順序とすること。なお、収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を、第七号様式の後に追加すること。また、改正私学法第 104 条第 2 項に基づく計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 21 号）による改正後の私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）第 43 条第 2 項の規定により準用する改正私学法第 104 条第 2 項に基づ

く財産目録の監査に係る会計監査報告（以下「財産目録の監査報告」という。）が一体となって作成される場合には、第八号様式を、第七号様式（収益事業がある場合には、収益事業の損益計算書）の後に追加すること。

② 内訳表

私立学校振興助成法施行規則の第一号様式から第三号様式の順序とすること。

- (2) 会計監査報告の原本が電子形式である場合には、当該会計監査報告（電子署名のあるものを必要とすること。）のほか、計算書類及びその附属明細書（収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を含み、改正私学法第104条第2項に基づく計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、財産目録の監査報告が一体となって作成される場合には、財産目録を含む。第一の3.(3)及び(4)において同じ。）を一体の電子形式ファイルとして、人件費支出内訳表の監査報告が電子形式である場合には、当該人件費支出内訳表の監査報告（電子署名のあるものを必要とすること。）及び内訳表を一体の電子形式ファイルとして、原本を電磁的方法で提出すること。
- (3) 会計監査報告及び人件費支出内訳表の監査報告の原本が紙媒体である場合には、従来原本を紙媒体で届け出ることとしていたところ、ペーパーレス化の観点から、当該会計監査報告（署名のあるものを必要とすること。）を計算書類及びその附属明細書の前に、人件費支出内訳表の監査報告（署名のあるものを必要とすること。）を内訳表の前にそれぞれとじ込んだ上で、それぞれの原本の情報を記録した別個の電子形式ファイルとして、当該ファイルを電磁的方法で提出すること。
- (4) 収支予算書は、計算書類及びその附属明細書並びに内訳表とは別に電子形式ファイルとして、当該ファイルを電磁的方法で提出すること。

4. 内訳表の作成及び提出について

- (1) 内訳表の作成については、昭和47年4月26日付け文管振第93号文部省管理局长通知「資金収支内訳表について（通知）」及び昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局长通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」に基づき作成するものとする。
- (2) 文部科学大臣に提出する内訳表は、学校法人内部の正規の手続を経て作成されたものでなければならないこと。

5. 人件費支出内訳表の監査について

- (1) 私立学校振興助成法第14条第3項に基づく公認会計士等の監査は、昭和46年5月10日付け文管振第69号文部省管理局长通知「日本私学振興財団法附則第14条第1項に規定する会計年度等を定める政令および学校法人会計基準の制定について（通知）」の記のIの4を踏まえ、「学校法人内部の正規の手続」として理事会による承認の後に行われていることについて、このたび「学校法人内部の正規の手続」については、理事会による承認に限らず、各学校法人において適切に

定めることとし、例えば、内部規程に基づく理事長や財務担当理事等の適切な権限者の決裁や適切な会議体の決議による承認が考えられること。

- (2) 内訳表は計算書類に記載される額を区分して作成されることから、令和6年文部科学省告示第132号が指定する人件費支出内訳表の監査報告のために必要な公認会計士等の監査と改正私学法第104条第2項に基づく会計監査人の監査を効果的・効率的に受けるため、これらを一体的に受けることができること。

第二 公認会計士等の業務制限について

学校法人が令和6年文部科学省告示第132号が指定する人件費支出内訳表の監査報告のために必要な監査を依頼する公認会計士等については、当該学校法人と、公認会計士法第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があること。著しい利害関係の有無については日本公認会計士協会の倫理規則を参考とすること。

第三 都道府県知事への書類の提出等について

1. 助成対象学校法人で都道府県知事を所轄庁とするもののうち、会計監査人を置かない学校法人は、改正助成法第14条第2項の規定に基づき、計算書類及びその附属明細書（改正私学法第104条第3項に規定する理事会の決議による承認を受けたものであること。）について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士等の監査を受けなければならないとされていること。監査の具体的内容については所轄庁の定めるところによること。
2. 同項ただし書により補助金の額が少額である場合の監査の免除に係る所轄庁の許可については、上記第一の1. (2)に準じて所轄庁の定めるところによること。

第四 都道府県知事所轄学校法人における私立学校振興助成法施行規則の運用について

1. 助成対象学校法人で都道府県知事を所轄庁とするもののうち、単数の学校（2以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置するものにおける私立学校振興助成法施行規則第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、内訳表について、それぞれ同令第3条第1項第1号と同項第2号以下の各号との区分を省略できるものとする。
2. 上記省略をした場合における事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表は、それぞれ事業活動収支計算書及び資金収支計算書と同内容のものとなるため、これらの収支計算書をもって両内訳表に代えることができるものとする。

第五 通知の廃止について

1. 以下の通知は、令和6年度に係る計算書類等の届出を限りとして廃止すること。
 - ・平成27年3月30日付け26文科高第1120号文部科学省高等教育局私学部長通知「平成27年度以後の監査事項の指定について(通知)」(文部科学大臣所轄各学校法人理事長宛)
 - ・平成27年3月30日付け26文科高第1121号文部科学省高等教育局私学部長通知「平成27年度以後の監査事項の指定について(通知)」(各都道府県知事宛)
 - ・令和3年12月27日付け3文科高第1131号文部科学省高等教育局私学部長通知「平成27年度以後の監査事項の指定について(通知)」の一部改正について(通知)」(文部科学大臣所轄各学校法人理事長宛)
 - ・令和3年12月27日付け3文科高第1131号文部科学省高等教育局私学部長通知「平成27年度以後の監査事項の指定について(通知)」の一部改正について(通知)」(各都道府県知事宛)

2. 以下の通知は、令和6年度に係る会計処理及び計算書類の作成を限りとして廃止すること。
 - ・昭和48年2月28日付け文管振第53号文部省管理局長通知「都道府県知事を所轄庁とする学校法人における学校法人会計基準の運用について(通知)」

本件担当：

【提出書類の内容に関すること】

文部科学省高等教育局私学部参事官付財務調査係

電話：03-5253-4111（内線2539）

メールアドレス：sigsanji@mext.go.jp

【文部科学大臣への書類の提出に関すること】

文部科学省高等教育局私学助成課総括係

電話：03-5253-4111（内線2544・2579）

メールアドレス：sigakujo@mext.go.jp

(別添資料 4) 監査報告の添付免除許可申請書様式

令和 年 月 日

大阪府教育長 様

学校法人所在地
学校法人名
理事長名

監査報告の添付免除許可申請書

私立学校振興助成法第14条第4項の規定に基づき、令和 年度計算書類、その附属明細書及び私立学校振興助成法施行規則第2条に規定する所轄庁への提出書類並びに令和 年度収支予算書に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告について、同項ただし書きの規定に基づき、その添付を免除して下さるよう申請します。

記

- | | | |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 令和 年度の私立学校振興助成法第9条に規定する経常的経費に対する補助金の額 | 円 |
| | 内訳 (1) 大阪府教育長より交付された経常的経費に対する補助金の額 | 円 |
| | (2) 他の都道府県知事より交付された経常的経費に対する補助金の額 | 円 |
| 2 | 監査報告の添付免除許可申請に係る理事会の議事録の写し | 1部 |